

えいおうキング

《発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

「農地中間管理事業」受け手募集について

1 応募方法

農用地等の借受け希望者の募集・受付は、山形市農協アグリセンター・山形農協各支店・営農センターの窓口で行います。申込書は農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）のホームページ（<http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>）からダウンロードまたは、各受付窓口にありますので、所定の事項を記入の上、ご提出ください。

2 募集期間

令和3年2月26日（金）まで



3 募集区域

募集の対象となる区域は、「全域」です。
借受け希望区域が他市町村の場合は、当該市町村に申込みしてください。

4 申込みにあたっての留意点

応募いただいた場合、一部内容を、インターネット等で公表することになりますので、ご承諾いただく必要があります。詳しくは山形市農政課就農・経営支援係（下記）までお問い合わせください。

※昨年度まで応募した方については、再提出の必要はありません。

相談窓口・お問い合わせ先

- | | |
|----------------|--|
| ◎ 借受け希望募集について | 山形市農政課就農・経営支援係
TEL641-1212 内線 430 |
| ◎ その他総合的な事について | 山形市農業委員会事務局農地係
TEL641-1212 内線 775・776 |

（裏面もあります）

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業の6次産業化に向けた新たな取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- ・自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

2. 事業対象者

市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率

(1) ビジネスチャレンジ支援事業 3分の2

(2) 販路拡大支援事業 2分の1

ただし、25万円を限度とし、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和2年5月20日(水)～令和2年6月24日(水)

【公募終了後のスケジュール】

7月に外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。○ビジネスチャレンジ支援事業については、①実現性、②創意工夫性、③女性の参画(女性の視点が活かされている)などを、○販路拡大支援事業については、①実現性②ターゲット③今後の展望などをポイントとして補助金交付対象事業者を決定します。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212(内線431)

センシング技術導入事業について

センシング技術導入事業、認定オペレーター資格取得事業の要望を受け付けます。

【支援内容】

①センシング技術導入事業

- ・補助率 1/2以内
- ・対象経費 ドローンを活用したりリモートセンシングによる撮影及び画像の評価・分析費用

※空撮を行うため、圃場周辺に障害物(樹木など)がないことや圃場がある程度まとまっている必要があります。

②認定オペレーター資格取得事業

- ・補助率 3/10以内
- ・対象経費 認定オペレーター資格取得講習に掛かった経費

農業機械導入支援事業について

今年度予算編成で補助対象者の上限年齢が引き上げとなったため、**71歳以上**

75歳以下の認定農業者(農業後継者がいることが必須)で、コンバインの導入

を検討している方に限り、令和2年度事業の追加要望を受け付けます。

上記2つの事業について要望のある方は、農政課営農改善係へご連絡ください。

予算の範囲で先着順に受け付けます。

【連絡先】

農政課 営農改善係 TEL641-1212
内線 433・434

(裏面もあります)

あなたの農作業をお手伝いします！

☆☆ 認定農業者の皆さまへ ☆☆

山形市農業振興公社では、山形市の農業者等の農業生産活動を支援するため、毎年農業サポーター養成講座を開講し、農業サポーターを養成しております。現在53名の農業サポーターが登録しております。農業サポーターは、みなさまの農作業を積極的に手伝いたいという人ばかりです。些細な作業でもお手伝いをしますのでお気軽にお申し込みください。

Q1 どんな農作業を手伝ってくれるの？

A1 草取り、野菜・果樹の管理・収穫作業等、できるものはすべてお手伝いします。

Q2 手伝ってもらうにはどうしたらいいの？

A2 最初に、農業振興公社へ農業者登録と作業内容の登録が必要です。

Q3 どうやって登録するの？

A3 山形市内に住所がある農業者の方はだれでも登録できますが、登録票に記入し提出する必要がありますので、農業振興公社へお問い合わせください。

Q4 農業サポーターの登録内容は確認(閲覧)できるの？

A4 農業者はサポーターの登録内容を、サポーターは農業者の登録内容を閲覧し、自分の希望に合った場合は直接両者間で交渉することになります。

Q5 作業料金等はどうなの？

A5 作業料金や作業時間等は、すべて両者間で交渉することになります。

連絡先

〒990-2375 山形市東古館145番地 一般社団法人山形市農業振興公社

☎ 023-644-1622

FAX 023-644-0011



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の**50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - （申請対象とする月の収入 × 12か月）

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も申請支援を行う予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」
を装った詐欺に
ご注意ください

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要。）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）で比較します！

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30 ~ 19:00**

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）

